

一般財団法人 電子回路基板技術振興財団

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般財団法人電子回路基板技術振興財団（英文名 The Foundation for Technology Promotion of Electronic Circuit Board）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置き、理事会の決議を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、電子回路基板技術における生産技術及び応用技術の基礎的、独創的研究に対して助成・顕彰するとともに国際交流を通じて、電子回路基板技術の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 電子回路基板技術に関する生産技術及び応用技術の調査・研究への助成
- (2) 電子回路基板技術に関する生産技術及び応用技術の学会・研究会等が開催する研究発表会、シンポジウム等への助成
- (3) 電子回路基板技術に関する生産技術及び応用技術の基礎的、独創的研究において著しい成果をあげた研究開発者に対する顕彰
- (4) 電子回路基板技術に関する生産技術及び応用技術の国際交流の促進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本法人の基本財産とする。

2 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなけ

ればならない。

- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けるとともに、評議員会において、当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

（事業年度）

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けるとともに、評議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所（及び従たる事業所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けるとともに、評議員会の決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事業所に備え置きするものとする。

- (1) 監査報告

（剰余金）

第9条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

（評議員）

第10条 本法人に評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員現在数は理事現在数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員のうちには、理事、監事、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序

により他の理事が招集する。

- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、評議員総数（評議員現在数）の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、決議について特別の利害関係を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 役員

(役員)

第20条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律における代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1

を超えないものであること。監事についても同様とする。

- イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該理事の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 理事のうちには、理事、監事、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。

3 理事長は、理事会の決議によつて理事の中から選任する。

4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また監事は相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
なお、役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、理事総数（理事現在数）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、次の事項については、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けたのち、評議員会の決議を受けなければならない。

- (1) 収支予算（事業計画含む）
- (2) 決算
- (3) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲受け
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 定款の変更
- (7) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第32条 本法人は、第4条の事業の公正にして円滑な執行を図るため、選考委員会を置

く。

- 2 選考委員会は、助成内容等を審査する。
- 3 前2項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(選考委員)

第33条 選考委員会は、4名以上7名以内の選考委員をもって構成する。

- 2 選考委員は、理事会で承認し、理事長が委嘱する。ただし、2名以上は、学識経験者でなければならない。また、選考委員のうちには、本法人の役員及び評議員がそれぞれ2名を超えて含まれてはならない。
- 3 前2項で定めるもののほか、選考委員に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けたのち、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散等)

第35条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 本法人が解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡をしようとする時は、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けたのち、評議員会の決議を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第36条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 本法人の公告は、官報に掲載する方法で行う。

第11章 補則

(株式の議決権行使)

第38条 基本財産に組み入れられた株式の発行会社の株式に係る議決権の行使については、あらかじめ理事会において、理事総数（理事現在数）の4分の3以上の承認を得ることを必要とする。

(事務局)

第39条 本法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

附則（平成22年5月21日）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本法人の最初の代表理事（理事長）は、中山高広とする。

4 本法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大谷泰章

近藤定信

高橋秀明

中山明治

服部幹彦

槇島保彦

5 一般財団法人として移行登記後の最初の理事は、次に掲げる者とする。

荒木満明

兼本国昭

白井孝浩

中山高広

中山博允

西 国男

6 一般財団法人として移行登記後の最初の監事は、次に掲げる者とする。

田中信行

田宮武文

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券	株式 日本シイメイ株式会社 250万株

附則

この定款は、平成22年12月1日に一部改正。